

所管部課名	商工観光部商工政策課		担当者	坂上 勝利				
事務事業名	商店街・商圈活性化事業							
根拠法令	商店街・商圈活性化事業補助金（中心市街地賑わい創出事業補助金）交付要領							
補助経過年数	1年以上5年以下							
令和元年度 予算額	2,500 千円	国県支出金	千円	一般財源	2,500 千円	その他	千円	
		その他の内容						
	指標名			目標値		目標年度		
成果指標①	補助事業終了後に中心市街地で開催される食をテーマとしたイベントの開催数			年間6回		令和6年度		
成果指標②	イベントの集客数			1回2千人(年12,000人)		令和6年度		
補助対象者	うんまか市実行委員会							
補助対象経費	報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料・賃借料、研修費等							
補助対象事業・活動の内容	うんまか市実行委員会が実施する中心市街地の賑わいを創出するための食を中心としたイベント							
	分類	<input type="checkbox"/> 運営補助のみ <input checked="" type="checkbox"/> 事業補助のみ <input type="checkbox"/> 運営補助と事業補助の両方 <input type="checkbox"/> その他						
補助金額又は補助率	補助対象経費の4分の3（上限250万円）							
上記項目の積算方法	予算の範囲内							
補助を 過去3 ける 事業 の決 算状 況等 の	項目		平成28年度		平成29年度		平成30年度	
			金額（円）	割合（%）	金額（円）	割合（%）	金額（円）	割合（%）
	収入	自己資金	0		758,500	25.0%	793,767	26.9%
		会費収入			570,000	18.8%	525,000	17.8%
		事業収入			158,500	5.2%	139,000	4.7%
		寄付金・その他助成			30,000	1.0%	129,767	4.4%
		市補助金			2,272,000	75.0%	2,160,000	73.1%
						0.0%		0.0%
		(前年度繰越金)				0.0%		0.0%
	計	0		3,030,500	100.0%	2,953,767	100.0%	
	支出	事業費			3,030,500	100.0%	2,953,767	100.0%
						0.0%		0.0%
						0.0%		0.0%
						0.0%		0.0%
						0.0%		0.0%
					0.0%		0.0%	
(翌年度繰越金)					0.0%		0.0%	
計	0		3,030,500	100.0%	2,953,767	100.0%		
支出計/前年度支出計						97.5%		
自己資金/前年度自己資金						104.6%		
翌年度繰越金/市補助金				0.0%		0.0%		
交付件数				1		1		
成果指標の推移①				6		6		
成果指標の推移②				14,800		15,300		
特記すべき事項等	【事業のPR方法】							
	・ホームページへの掲載、うんまか市実行委員会の作成するチラシ、ポスター、の掲示、FMさつませんだいの放送で周知している。また、観光物産協会がSNS等による情報発信を行っている。							
	【費用対効果】							
	・他のイベントとの連携や、季節に合わせ時間帯を変更するなど創意工夫により開催されており、集客力の向上と中心市街地の活性化が図られている。							
【補助事業以外の事業】該当なし								
【その他】								
・平成28年度までは川内商工会議所への委託業務（まちなかにぎわい支援事業）として実施していたが、民間主体のイベントとしてより積極的に事業を展開するために、平成29年度よりうんまか市実行委員会への補助事業とした。								

〈補助金の視点別評価〉

【主管課評価・・・A=合致、B=概ね合致、C=課題あり】

要件	項目	評価	評価した内容についての説明
公益性	補助の対象となる事業又は補助を受ける団体等の活動が、直接又は間接に、不特定多数の市民の福祉の向上及び利益の増進に寄与している。	A	食を中心としたテーマのイベント実施により、来場者も多数であり、中心市街地の活性化に寄与している。
必要性	特定の目標・成果の達成に向けた、団体等への支援や社会的弱者の救済、地域的ハンディ等への支援が必要である。	A	中心市街地の賑わいを創出し、活性化を図るために必要な支援である。
有効性	達成しようとする目標・成果が市民ニーズに合致しており、かつ、その目標・成果の達成に向けて、適切な効果を生じている。（その目標・成果を測るための適当な効果指標の設定がなされている。）	A	他のイベントとの連携による開催や、季節や来場者のニーズに合わせ時間帯を変更して開催するなど、中心市街地における集客力向上のために事業が実施されている。
適格性及び妥当性	① 補助の対象となる事業について、行政が直接実施するよりも、行政以外の者が行う方が適当であると明確に認められる。	A	民間の店舗等で組織する「うんまか市実行委員会」が実施することによって、来場者のニーズに合った柔軟な事業が期待できる。
	② 特定の目標・成果の達成に向けて、当該補助金等の交付以外に適当な政策手段がないか、又は当該補助金等の交付が最も適当な政策手段であると明確に認められる。	A	うんまか市実行委員会自らによる事業の立案、実行に対する補助であり、今後の中心市街地の活性化につながる適当な支援である。
	③ 補助率又は補助額が、明確な根拠によって積算されたものであり、かつ、社会経済情勢に照らし、著しく妥当性を欠く水準とはなっていない。（交付要綱の補助基準）	A	対象経費が明確に定められており、補助額も上限を定めてあり、妥当である。

〈補助金の見直し結果〉

内部評価（一次）結果	<p>〈今後の改革の方向性〉</p> <p><input type="checkbox"/>現状のまま継続</p> <p><input type="checkbox"/>見直しの上で継続</p> <p>⇒今後の方向性 <input type="checkbox"/>充実</p> <p><input type="checkbox"/>移管・統廃合</p> <p><input type="checkbox"/>縮小</p> <p>■休止・廃止</p>	外部評価結果	<p>〈視点別評価〉</p> <p>公益性 ⇒ <input type="checkbox"/>高い <input type="checkbox"/>低い</p> <p>必要性 ⇒ <input type="checkbox"/>高い <input type="checkbox"/>低い</p> <p>有効性 ⇒ <input type="checkbox"/>高い <input type="checkbox"/>低い</p> <p>適格性・妥当性 ⇒ <input type="checkbox"/>高い <input type="checkbox"/>低い</p>
	<p>〈上記方向の理由〉</p> <p>今後はうんまか市実行委員会が各種イベント等との連携等により、自主事業での取組として実施を行っていく。</p>		<p>〈今後の改革の方向性〉</p> <p><input type="checkbox"/>現状のまま継続</p> <p><input type="checkbox"/>見直しの上で継続</p> <p>⇒今後の方向性 <input type="checkbox"/>充実</p> <p><input type="checkbox"/>移管・統廃合</p> <p><input type="checkbox"/>縮小</p> <p><input type="checkbox"/>休止・廃止</p>
	<p>〈改革・改善の内容とそれを実施していくための手段・計画〉</p>		<p>〈まとめ〉</p>

## 商店街・商圈活性化事業補助金（中心市街地賑わい創出事業補助金）交付要領

（趣旨）

第1条 この要領は、薩摩川内市補助金等交付規則（平成16年薩摩川内市規則第67号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、及び薩摩川内市補助金等基本条例（平成18年薩摩川内市条例第40号。以下「条例」という。）を実施するため、薩摩川内市商工観光部関係補助金等交付要綱（平成24年薩摩川内市告示第204号）第2条の表に掲げる商店街・商圈活性化事業補助金のうち、中心市街地賑わい創出事業補助金（以下「補助金」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（補助事業者）

第2条 補助金に係る補助事業者は、うんまか市実行委員会とする。

（補助対象事業）

第3条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、食を核としたイベント等により、街のにぎわいを創出し、中心市街地の活性化に資するものであること。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業は、補助の対象としない。

- (1) 宗教活動等若しくは政治活動や暴力団活動等に該当する事業
- (2) 国、地方公共団体又は民間団体等の他の制度による補助、助成又は委託を受けている事業
- (3) 事業の実施による主たる効果が、市外で生じる事業
- (4) 事業の実施による効果の及ぶ範囲が、その団体の構成員に限定される事業
- (5) その他公序良俗に反する等、補助対象事業として適当でないと認められる事業

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、事業実施に要した補助対象経費に4分の3を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）で、250万円を限度額とする。

（補助対象経費）

第5条 補助金は、次の各号に掲げるものについて交付する。

- (1) 報償費
- (2) 旅費
- (3) 需用費
- (4) 役務費
- (5) 委託料
- (6) 使用料・賃借料
- (7) 研修費
- (8) 前各号に掲げるもののほか、補助対象事業活動を実施するために必要と認

められる経費。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当するものは、補助の対象としない。

- (1) 団体の経常的な管理運営経費（事務所の賃借料、光熱水費等）
  - (2) 団体の構成員による会合の飲食及び親睦に要する経費
  - (3) 団体の構成員に対する人件費、謝礼等
  - (4) 記念品、金券等の購入経費
  - (5) 不動産の取得等に要する経費
- （交付の申請）

第6条 規則第5条の市長が別に指定する日は、事業実施10日前までとする。  
（補助金の交付決定）

第7条 市長は、交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金の交付をすることが適当であると認めるときは、速やかに当該補助金の交付を決定し、その旨を補助金交付決定通知書により、補助対象団体に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付決定をする場合において、補助金の交付目的を適正に達成するため必要があると認めるときは、必要な条件を付することができる。  
（実績報告）

第8条 規則第15条第3号の市長が必要と認める書類は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 補助対象事業の実績を確認できる書類
  - (2) ポスター、チラシ、記録写真等の当該対象事業に関する資料
  - (3) 補助対象経費の支出等が確認できる書類
  - (4) 前3号に掲げるもののほか、特に必要であると認められる書類
- （精算）

第9条 補助金については、次の各号のいずれかに該当する場合には、返納し精算するものとする。

- (1) 災害、事故等により活動が実施できなかった場合
  - (2) 第3条第2項に掲げる事業を実施していた場合
  - (3) 第5条第1項に掲げる補助対象経費以外の経費に支出した場合
- （効果の測定）

第10条 条例第4条第2項第1号に規定する補助金の効果は、事業の継続性を用いて測定するものとする。  
（その他）

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、商工観光部長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要領は、平成30年4月1日から施行する。